

〔日本山海名産圖會〕三鯨略註

伊勢國和貝浦御座浦大野浦の三所に鯨を取り、二見の浦北塔世と云所にて、鮑せうを制すなり、鯨を取には必女海人を以てす、是女は能く久しく呼吸を船にて沖ふかく出るにかならず親屬を具して、船を盪らせ繩を引せなどす、海に入には腰に小き蒲簀かまを附て、鯨三四つを納れ、又大なるを得ては、二つ許にしても泛めり、淺き所にては、竿を入る、に附て泛む、是を友竿といふ、深き所にては腰に繩を附て、泛んとする時、是を動し示せば、船より引あぐるなり、若き者は五尋卅以上は十尋十五尋を際限とす、皆逆に入て立遊ぎし、海底の岩に著たるをおこし、籠かごをもつて、不意に乗じてはなち取り、蒲簀に納む、その間、息をとゞむること暫時、尤朝な夕なに馴たるわざなりとはいへども、出て息を吹くに、其聲遠くも響き聞えて、實に悲し、

〔今昔物語 三十一〕能登國鬼寢屋島語第廿一

今昔能登國ノ奥ニ寢屋ト云フ島有ナリ、其ノ島ニハ河原ノ石ノ有ル様ニ、鮑ノ多ク有ナレバ、其ノ國ニ光ノ島ト云フ浦有リ、其ノ浦ニ住ム海人共ハ、其ノ鬼ノ寢屋ニ渡テ、鮑ヲ取テ國ノ司ニハ弁ケル、其ノ光ノ浦ヨリ、鬼ノ寢屋ハ一日一夜走テ人行ナル、略○中光ノ浦ノ海人ハ、彼ノ鬼ノ寢屋ニ渡テ返ヌレバ、一人シテ、鮑万ヲゾ、國ノ司ニ弁ケル、其レニ一度ニ四五人渡ケレバ、其ノ鮑ノ多サヲ思ヒ可遣シ、而ル間藤原ノ通宗ノ朝臣ト云フ能登ノ守ノ任畢ノ年、其ノ光ノ浦ノ海人共ノ鬼ノ寢屋ニ渡テ、返テ國ノ司ニ鮑弁ケルヲ、強テ責ケレバ、海人共佗テ越後ノ國ニ返テ渡ニケレバ、其ノ光ノ浦ニ一人ノ人無クテ、鬼ノ寢屋ニ渡テ、鮑取ル事絶ニケリ、然テ人ノ強ニ欲心有ルハ弊キ事也、一度ニ責テ多ク取ラムトシケル程ニ、後ニハ一ツヲダニ否不取テ止ニケリ、于今モ國ノ司其ノ鮑不取サナレバ、極テ益无キ事也トゾ、國ノ者共ハ、彼ノ通宗ノ朝臣ヲ謗ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、